

津市美里スクールバス運行管理要綱

平成29年3月30日教育委員会訓第4号

改正 令和4年3月31日教育委員会訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市立みさとの丘学園（以下「みさとの丘学園」という。）の児童及び生徒の通学用並びに津市立みさと幼稚園（以下「みさと幼稚園」という。）の園児の通園用として運行するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の円滑で安心かつ適正な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 前条に規定する管理運営を執行するため、安全運転管理者及び整備管理者を置く。

(安全運転管理者)

第3条 安全運転管理者は、美里教育事務所職員から選任する。

2 安全運転管理者の職務は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10及び津市安全運転管理規程（平成18年津市訓令第18号）の規定の例による。

3 安全運転管理者は、スクールバスの運行状況を把握するため、美里スクールバス運転業務日誌（別記様式）を備え付け、運転者に記録させるものとする。

(整備管理者)

第4条 整備管理者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項の規定により、美里教育事務所職員から選任する。

2 整備管理者の職務は、津市自動車整備管理者規程（平成18年津市訓令第26号）に定めるところによる。

(使用の範囲)

第5条 スクールバスの使用は、みさとの丘学園に通学する児童及び生徒並びにみさと幼稚園に通園する園児の輸送のみに限るものとする。ただし、美里教育事務所長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教育委員会訓第1号）

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

